

入学準備金・奨学金の貸付制度のご案内

市では、進学への意欲がありながら経済的な理由で就学が困難な人のために、無利子での入学準備金・奨学金の貸し付けを行っています。

申請方法 申請書（市役所4階学務課および各総合支所教育委員会分室で11月1日(月)から配布。）に必要書類を添えて、直接窓口へ提出してください。

申請期間 12月1日(月)～20日(月)
問合せ 学務課学事係(内線4242)



貸付区分と貸付額

区 分	貸 付 額	
	入学準備金	奨学金(月額)
高等学校 専修学校(高等課程)	200,000円以内	10,000円以内
大学 専修学校(専門課程)	500,000円以内	15,000円以内

※条件などの詳細は、窓口配布の案内書をご覧ください。

軽自動車の変更(名義・住所)、 廃車の手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在の車両所有者に対して課税されます。

軽自動車の状況に変更(譲渡、車両がない、住所変更、氏名変更等)が生じた場合、名義や住所の変更、廃車の手続きが必要になりますので、お早めにご手続きを済ませてください。

なお、車種によって手続きや問い合わせの窓口が異なりますのでご注意ください。

問合せ ●原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕車含む) : 市民税課諸係(内線2687)

●二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、一輪の小型自動車(250cc超) : 春日部自動車検査登録事務所
☎050・5540・2028

●四輪の軽自動車 : 軽自動車検査協会埼玉事務所 ☎048・725・2626

合併処理浄化槽補助金のご案内 11月30日(火)が交付申請の締切日です

締切日前でも、予算額に達した時点で申請の受け付けは終了します。

補助対象区域 公共下水道事業認可区域および農業集落排水処理施設計画区域を除く市内全域

補助対象者 専用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽をこれから設置する方

※次のいずれかに該当する場合は除く
①建築基準法第6条第1項に規定する確認または浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届け出の審査を受け

補助額
新規設置 建築確認を要する建築物の新築、増築および改築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合の設置費

人槽区分	補助限度額
5人槽	120,000円
6～7人槽	
8～10人槽	

転換設置 既存単独浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換した場合(ただし、建築確認を要する増築または改築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合を除く。)の設置費

人槽区分	補助限度額
5人槽	632,000円
6～7人槽	714,000円
8～10人槽	848,000円

※既存単独処理浄化槽または汲み取り便槽を処分する場合は、処分費として6万円を加算

②住宅以外に設置しようとする方
③販売または借借を目的として設置する方
④住宅部分が2分の1未満の併用住宅に設置する方
⑤住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
⑥合併処理浄化槽をすでに設置済みの方

問合せ 下水道業務課排水設備係
☎21・0469(内線56)

人にやさしいまちづくり促進事業補助金 12月24日(金)が交付申請の締切日です

市では、障がいのある人もない人も、子どもにも高齢者にも住みやすいまちづくりを目指し、より一層の建築物などのバリアフリー化を進めるため、次のような建物などに係る工事について補助金を交付します。

地域集会施設や、個人商店などの民間の建物で、段差の解消を図るスロープの設置、階段への手すりの設置等の改修工事費
補助額 工事費の2分の1(最高20万円)
問合せ 障がい者福祉課自立支援係(内線3245)